

市民・産業委員会委員長報告

市民・産業委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、甲第224号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて、であります。

この審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で同意すべきものと決定いたしました。

これは戸籍の附票の写しの誤交付に係る和解及び損害賠償の額を定めようとするものであります。

委員から、なぜこのようなことが起きたのかとの質問があり、当局から、支援措置担当職員と発行担当職員の間での伝達ミスが原因との答弁がありました。

これを受け、委員から、再発防止対策をどのように考えているのかとの質問があり、当局から、伝達方法を口頭から目で見えるように紙で行うように変更し、マニュアルを改訂した。そして今後、このようなことが起きないように、被害者保護の重要性を職員に周知、徹底し、研修の充実も含め、再発防止に努めていきたいとの答弁がありました。

委員から、命がかかっていることであり、二度とこのようなことがないように、根本的に手続きを見直すべき。こういうケースでは担当者

任せにするのではなく、発行にあたり個別に案件を協議する体制を構築すべきではないかとの質問に対し、当局から区とも協議し、組織的に対応していきたいと答弁がありました。

さらに委員から、このような重大な事案について委員会への報告が十分にされておらず、対応が大変遅いと感じている。このようなことがないように、注意してもらいたいとの要望がありました。

以上、ご報告いたしました。このほかにも審査の過程で、さまざまな意見や要望が出されました。

当局におかれましては、こうした意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添えて、市民・産業委員会の報告を終わります。